

公立大学法人山形県立保健医療大学役員報酬等規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程 第 51 号

改正 平成 24 年 3 月 28 日 規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び退職手当に関し必要な事項を定める。

(役員報酬)

第 2 条 理事長の報酬は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に基づき格付けした給料、通勤手当その他の手当とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員報酬とする。

3 職員を兼務する理事（以下「職員兼務理事」という。）に対しては、役員の報酬は支給しない。

(非常勤役員報酬)

第 3 条 非常勤役員報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事 日額 9,600円

(2) 監事 日額 9,600円

(非常勤役員の通勤に要する費用)

第 4 条 非常勤の役員には、通勤に要する費用を公立大学法人山形県立保健医療大学職員旅費規程の定めるところにより支給する。

(報酬の支給日)

第 5 条 理事長の報酬の支給日は、職員給与規程第 7 条の規定の例による。

2 非常勤役員の非常勤役員報酬及び通勤に要する費用の支給日は、当該役員が執務を行った日の属する月の翌月の 10 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下この項において「祝日法」という。）に規定する休日の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日でない日とする。

(退職手当)

第 6 条 理事長に対する退職手当は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員退職手当規程（以下この項において「職員退職手当規程」という。）に基づき算定した額を職員退職手当規程の適用を受ける職員の例により支給する。

2 職員兼務理事及び非常勤の役員に対する退職手当は、支給しない。

(退職手当の期間の通算)

第 7 条 理事長が、任期満了の日又はその翌日において再び理事長に任命されたときは、退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 理事長が、引き続き職員（公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則の適用を受ける職員。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

3 理事長が、職員から引き続き理事長となった場合におけるその者の理事長としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(準用)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、役員報酬の支給方法については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員報酬及び退職手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日改正)

この規程は、平成24年3月29日から施行する。